

## 「食品業者の製造物責任保険加入」改正公告

食品安全衛生管理法第 13 条には「中央主務機関により分類及び規模を公告された食品業者は、製造物責任保険に加入しなければならない。(第 1 項) 前項の製造物責任保険の保険金額及び契約内容は、中央主務機関の定めるところによる。(第 2 項)」と規定されている。この条文に基づき、中央主務機関である衛生福利部は、食品業者、保険業者及びその他関連機関と数回の協議のうえ、2007 年 5 月 2 日にこの「食品業者の製造物責任保険加入」を發布し、並びに 2021 年 9 月 28 日に本要点の第 4 回目の改正を公告した。

今回の改正では、消費者への保障を強化するほか、行政院農業委員会が定めた「農産品一次加工工場の管理に関する方法」に合わせるものであるため、「税務登記番号」を有する食品又は食品添加物の輸入業者と製造業者、及び「農産品一次加工工場登記」を有する食品製造業者を製造物責任保険加入の実施対象に追加している。以下、改正後の条文を表にまとめ、改正箇所を赤字で示した。

条名	内容 (改正後の内容は赤字で表示)
第 1 点	この規定は、食品安全衛生管理法第 13 条の規定に基づき定める。
第 2 点	製造物責任保険 (以下、「本保険」という) に加入すべき食品又は食品添加物業者 (以下、「食品業者」という) について、その分類及び規模は次の通りとする。 (一) 製造、加工又は調理業：商業登記、会社登記、工場登記、税務登記又は農産品一次加工工場登記を有する者 (二) 輸入業：商業登記、会社登記、工場登記又は税務登記を有する者 (三) 飲食業：商業登記、会社登記又は工場登記を有する者 (第 1 項) 製品の製造、加工又は調理を委託する場合、委託者を優先して保険加入者とする。ただし、委託者と受託者が別段に契約で約定した場合は、この限りでない。(第 2 項)
第 3 点	食品業者は、事前に本保険の加入を完成した上、当該保険書類を保存し、付保証明書の有効性を維持しなければならない。
第 4 点	本保険契約の項目と内容は次の通りとする。 (一) 最低保険金額： 1. 身体傷害に対する 1 名当たりの保険金額：NT \$ 100 万

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。

本文の著作権は、台湾通商法律事務所により所有され、当所の書面許可なく、任意に使用してはならない。

	<p>2. 身体傷害に対する1回の事故についての保険金額：NT\$ 400万</p> <p>3. 財物損失に対する1回の事故についての保険金額：NT\$ 0</p> <p>4. 保険期間内の累積保険金額：NT\$ 1000万</p> <p>(二) 補償範囲：被保険者の製品が合理的な安全性の期待を満たさず、瑕疵、欠損、予期せぬ傷害又は毒性の性質などの欠陥があり、よって第三者が身体傷害、障碍、死亡に至った場合</p> <p>(三) 1回の突発的な事故についての本保険の賠償について、(被保険者は) まず付保証明書に定める自己負担額(免責金額)を負担しなければならぬ。その自己負担額は、保険契約者及び保険者が実際の状況に応じ案件ごとに議定するものとする。</p> <p>(四) 損害賠償の控除：保険者が本保険の規定に基づき行う保険給付は、保険契約者が行う損害賠償の一部とみなす。保険契約者が賠償を請求される時、これを控除することができる。</p> <p>(五) 本保険の保険料は、保険の対象となる製品に基づき実際の状況に応じ案件ごとに議定するものとする。</p> <p>(六) 本保険による補償の範囲は、全民健康保険ですでに補償されている部分を排除することができない。</p> <p>(七) 本保険の給付が発生したとき、保険者が被害者に給付すべき部分は、全民健康保険の医療給付を含まない。</p> <p>(八) 本保険がかかっている全民健康保険の医療給付に対する代位求償権は、被害者の和解、放棄又はその他約定の拘束を受けないものとする。</p>
<p>第5点</p>	<p>食品業者が多国籍企業の場合、すでに国境を超えた保険に加入し、かつ本保険の規定に適合していれば、台湾で重複して保険に加入する必要はない。</p>
<p>第6点</p>	<p>本保険の施行期日は次の通りとする。</p> <p>(一) 商業登記又は会社登記を有する者：2013年8月5日</p> <p>(二) 工場登記を有するが会社登記又は商業登記を有しない者：2017年7月1日</p> <p>(三) 税務登記又は農産品一次加工工場登記を有する者：2022年1月1日から施行する。</p>

本 Newsletter は、法律の原則に基づいて説明するものであり、具体的な案件に対する法律意見を提供するものではありません。また、各案件により、その内容及び事実関連が異なり、考慮される面も異なるため、具体案件に対する法律意見のご相談は、弊所へお問合せ下さい。